



2月18日にかけての大雪に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日時】 令和2年2月17日（月） 16：30～

【場所】 第2応接室

【参加者】

**知事、統轄監、
危機管理局、地域づくり推進部、子育て・人財局、
農林水産部、県土整備部、教育委員会、
鳥取地方气象台**

<目的>

2月18日にかけて、西日本では大雪となるおそれがあることから、降雪の予測等を各関係機関等と共有するとともに、対策の万全を期すため、今後の対応等を検討する。

<次第>

- (1) 気象の状況及び今後の予測等
- (2) 各部局等の対応

2 各部局等の対応

危機管理局

(1) 県の体制

- ①大雪警報が発表された場合は自動的に「警戒体制(1)」とし、状況に応じて早め早めに体制を引き上げ
- ②夜間の連絡体制、緊急参集体制を構築済

(2) 情報共有、情報発信

- ・状況悪化のおそれがある場合は、早め早めに気象台から情報収集し、県庁各課、市町村、消防局等と情報共有を実施。
- ・県民に対しても、県ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS(ツイッター、フェイスブック)等で積極的な情報発信、注意喚起を実施

(3) その他

- ・停電対策に係る中国電力とのホットラインを構築済

県土整備部

除雪体制

■平成29年1・2月の豪雪の教訓を踏まえ、平成29年度から除雪計画を見直し、出勤基準の引下げによる初動の迅速化等に取り組んでいるところであり、本年度も引き続き、強化した除雪体制により県内の冬期交通の確保に努める。

①除雪体制

全除雪車 482台が出動可能な体制を配備（県：368台、国土交通省：93台、NEXCO：21台）

②早期の除雪出動（出勤基準5～10cm程度）

・気象状況に応じた早めの出動を全除雪業者に指示

③重点除雪区間の早期交通確保

・広域的な交通と緊急車両等の交通の確保のため、除雪機械GPSシステム（県管理除雪車全台へ配備）、ライブカメラ（247台）を活用し、重点除雪区間の除雪体制を配備

④待機体制

・大雪注意報発令時（県土整備部、各総合事務所）

・大雪警報発令時（県土整備部、各総合事務所）※気象状況に応じて増員

※国、NEXCOとの連絡体制も確認済み

⑤凍結防止剤の散布

・凍結に備えて国道181号、180号、183号をはじめ国道482号内海峠や国道313号犬狹峠、国道179号人形峠等の県境部において重点的に凍結防止剤の散布を実施

県土整備部

⑥冬期閉鎖

- ・17日午後0時時点で冬期閉鎖予定区間全区間(46区間)を閉鎖

⑦道路利用者への情報発信

- ・トリプ^oメール・HP・Yahoo!防災速報、国交省HPなどにより道路利用者に向けて情報発信

⑧排雪場の確保

- ・河川敷などに排雪場を確保し、関係機関とも情報共有

⑨大型車待避所の確保

- ・タイヤ指導時や集中除雪時に大型車が退避できるスペースを確保

関係機関の連携強化

■気象台から「大雪に関する気象情報」が発表された場合は、関係機関(国、県、市町村、NEXCO、警察等)による冬期交通確保連絡会議を開催し、情報を共有し、連携強化を図る。

■鳥取県内の直轄管理道路では、大雪時には通行止めを行い、集中除雪により立ち往生車両の発生を防止する「優先除雪区間」が鳥取自動車道をはじめとして、6区間設定されていることから、集中除雪実施時の連絡体制について改めて確認を行う。

〔主な確認事項〕

- 連絡体制(ホットラインの活用)、行動計画(タイムライン)の確認
- 情報共有方法(情報共有項目の確認、リエゾンの相互派遣)
- 立ち往生車発生時の対応方法の確認(通行止め区間、広域迂回路など)
- スタックポイントへの対策車両の配備状況

県土整備部

米子自動車道(湯原IC～江府IC)におけるチェーン規制

昨年度、**米子自動車道**の**湯原IC～江府IC間**がチェーン規制区間に指定され、大雪特別警報等が発表されるような異例の降雪時に、従来では通行止めとなる状況においてタイヤチェーン装着車のみ通行可能とする『**チェーン規制**』が実施される場合がある。



県土整備部

鳥取道通行止め時の広域迂回の誘導

- **鳥取道を集中除雪に伴い通行止めにする場合には、山間部への通過交通の流入を防ぐため、佐用JCT～河原IC間を一体的に通行止め**することとし、**広域迂回を促すチラシ**を道の駅や中国道のサービスエリア・パーキングエリアに配布
(本日午後10時から河原ICと大原ICで国土交通省が冬用タイヤ着用指導を行う予定)



県土整備部

災害等への体制

- 大雪・暴風雪・波浪による公共土木施設災の警戒のため、即時対応できるよう体制を整備している。
- 「大雪による雪崩災害防止に関する注意喚起を関係市町村へ周知(11月22日周知済)」
- 港湾・漁港・空港の施設や駐車場の除雪について注意喚起済み。
- (一社)鳥取県建設業協会に、災害発生時には、災害時応援協定に基づいて対応していただくよう事前に確認済み。

農林水産部の対応

1 農業関係

- 果樹・野菜、パイプハウス等施設の雪害対策について、各市町村、JA、県農林局等へ対策を講じるよう連絡。(2/17)
[連絡内容] 果樹・野菜、パイプハウス等施設における降雪期の農業技術対策
- 11月22日に市町村や農業関係団体などに対し、「寒候期における農業技術対策」で雪害対策について注意喚起してきており、今回、再徹底を実施。

耕種農家	<p><白ねぎ>土寄せの徹底、バンド補強(出荷約9割終了)</p> <p><パイプハウス></p> <ul style="list-style-type: none">◇支柱の配置(モウソウ竹、間伐材、直管パイプなどをハウス内部で地面から天部に突き上げる)◇アーチパイプ地際部の補強(経年劣化で腐食が進んでいる場合は、補強用のパイプを差し込む)◇降雪前にハウスを密閉(内部の温度を高く設定し、融雪を促すため)◇防風ネットや寒冷紗を取り除く(雪が滑り落ちにくく、倒壊につながるため)
畜産農家	各JA畜産課、大山乳業、各家畜保健衛生所等を通じて、生産者への注意喚起を依頼。

2 農地・ため池関係

- 「降雪期における農業用施設の安全管理の徹底について」各市町村、県農林局へ指示。(2/17)

3 林業関係

- 各総合事務所(八頭事務所・林業試験場含む)に対して、管内事業者及び各市町村への大雪に係る災害発生防止に向けて情報収集と安全管理の呼びかけ徹底を依頼。
- 各林業関係組合に対して、各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼。
- 原木しいたけ生産者に対する被害対策の指導・徹底について、きのこセンター・鳥取県椎茸生産組合連合会等へ依頼。
- 県指定管理施設(出合いの森)へ安全管理の徹底を依頼。(※林業関係はすべて2/17実施)

4 水産関係

- 各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁業用施設等における防災措置について依頼。(2/17)

地域づくり推進部の対応等

2/17(月) 15:30時点

◆公共交通機関・体育・文化施設への注意喚起

＜公共交通機関＞

○公共交通機関の連絡体制の再確認及び情報提供を実施

◇大雪の注意喚起、夜間を含め交通事業者との緊急連絡体制を確立済み

◇今のところ鉄道、バスとも計画的に運休を決めたものはない。

＜体育・文化施設＞

○大雪被害防止等の注意喚起、被害発生時の報告依頼を確認

⇒今後も関係機関への情報提供、関係機関からの情報収集に努め、天候悪化に伴い交通などに影響が出た場合には、メールやホームページで随時情報提供を行う。

◆私立学校・保育所・各所管施設への注意喚起

＜私立学校・保育所・児童福祉施設等＞

○大雪などに係る文部科学省からの情報提供を受け、私立学校・保育所・児童福祉施設等へ注意喚起を行った(2/17)。

◇児童生徒等の安全確保、施設設備の被害防止等に万全を期すよう依頼した。

＜所管施設＞

○大雪被害防止等の注意喚起、被害発生時の報告依頼を確認した。
(なお、鳥取砂丘こどもの国は2/18通常通り開園予定)

⇒今後も関係機関への情報提供、関係機関からの情報収集に努める。

◆大雪等の影響を受けるイベント等の状況

特になし

教育委員会

1 学校・教育機関への注意喚起等

○大雪などに係る文部科学省提供情報について、県立学校、市町村教育委員会等へ周知を実施。

※児童生徒等の安全確保、施設設備の被害防止等について、遺漏がないよう関係機関に対し、注意喚起。

○今後も最新の状況等を速やかに、関係機関へ情報提供する。

2 大雪に係る対応等

○各学校においては、気象情報を見ながら、部活動等の実施について適切に対応を行う。

○今後の大雪情報に留意し、児童生徒の安全確保等を最優先にし、対応を行う。